

議案第60号

さいたま市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成24年2月7日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市下水道事業の設置等に関する条例（平成16年さいたま市条例第73号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<u>（資本剰余金の処分）</u> <u>第6条 資本剰余金に整理すべき資本的支出に充てるために交付された補助金、負担金その他これらに類する金銭又は物件（以下この条において「補助金等」という。）をもって取得した固定資産で、当該固定資産の取得に要した価額からその取得のために充てた補助金等の金額に相当する金額（物件にあっては、その適正な見積価額をいう。）を控除した金額を帳簿原価とみなして減価償却を行うもののうち、減価償却を行わなかった部分に相当するものが滅失し、又はこれを譲渡し、撤去し、若しくは廃棄した場合において、損失を生じたときは、当該資本剰余金を取り崩して当該損失をうめることができる。</u>	
第7条 [略]	第6条 [略]
第8条 [略]	第7条 [略]
第9条 [略]	第8条 [略]

第10条 [略]

第9条 [略]

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。